

三重とこわか国体鳥羽市環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、三重とこわか国体鳥羽市医事・衛生基本計画に基づき、鳥羽市で開催する第76回国民体育大会「三重とこわか国体」における環境衛生対策について、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体鳥羽市実行委員会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保つよう心がける等、意識の普及啓発に努める。

(2) 会場等の美化

関係機関・団体等と連携し、大会参加者に清潔で快適な環境を提供するため、競技会場、練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場の美化に努める。

(3) 生活環境等の美化

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路等公共の場所の清掃を積極的に行うとともにごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨て防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿舎の衛生対策

宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるよう、宿舎及びその周辺の衛生的環境の保持に努めるよう指導する。

(5) 飲料水の衛生対策

水道事業者及びその他関係機関と連携し、維持管理の指導を行い、飲料水の衛生保持に努めるよう指導する。

(6) 衛生害虫等対策

関係機関・団体等と連携し、必要に応じて、衛生害虫の発生防止等を行い、環境の浄化を図る。

(7) 動物の適正管理及び危害対策

関係機関・団体等と連携し、飼い犬や野犬等動物の適正な管理指導を行い、会場

や宿舎周辺における動物の危害の防止を図る。

(8) 受動喫煙防止対策

競技会場等に設置された特定屋外喫煙場所以外での喫煙を禁止する。

4 準用

第2条から前条までの規定は、鳥羽市で開催される競技別リハーサル大会について準用する。

5 その他

この要項に定めるもののほか、環境衛生対策に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和2年5月15日から施行する。